

大阪府監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年5月19日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 中川 隆弘

1 委員意見に対する措置

（港湾施設用地の普通財産化について）

監査対象機関名	港湾局	
監査実施年月日	平成17年6月30日から同年8月24日まで、同年9月16日	
	監査の結果	措置の状況
	港湾局は、港湾施設用地について、昭和61年に行政財産の普通財産化についての基本方針を定め取り組んできたが、いまだ普通財産化されていない用地が存在し、使用者の負担に差が生じているので、解消に向けて、計画的に取り組を推進されたい。	港湾施設用地の普通財産化を推進するため「普通財産化に向けた取り組み方向」を策定した。 今後は、この取り組み方向に基づき、老朽化した倉庫の更新等の意向を示す事業者に対し集中的に働きかけを行うなど、使用者の負担に差が生じないように計画的に普通財産化を推進する。

（不動産鑑定士の選任方法及び少額取引の評価方法について）

監査対象機関名	港湾局	
監査実施年月日	平成22年7月14日から同年8月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任に当たっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、	（不動産鑑定士の選任について） 予定価格が100万円を超えるものについては、措置報告済み。 今後、予定価格が100万円以下のものについては、大阪府財務規則第62

<p>あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、少額の取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは、費用対効果の面から必ずしも必要ないと考えられるため、今後、少額の取引に関する取引価額の決定に当たっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。</p>	<p>条の規定により2人以上の者から見積書を徴取することで、より競争性・透明性をもって選任する。</p> <p>(少額取引の評価方法について) 措置報告済み</p>
--	--

(箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）について)

監査対象機関名	都市整備部（市街地整備課）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）に関して、以下の諸要因等を考慮の上、全体計画について再度精査・見直しを行うとともに、箕面北部丘陵整備事業特別会計に新公会計制度を早期に適用され、府民がより理解しやすい情報開示に努められたい。</p> <p>(1) 箕面北部丘陵整備事業は、保留地販売状況、販売単価及び生活利便施設の誘致状況等において、全体計画と乖離しつつある。府は、収入が減少した場合にも工事費の縮減等により605億円の府費負担額の枠内に収めるとしているが、605億円の枠に関わらず、府費負担額をさらに低減させるよう努めるべきである。</p> <p>(2) 第2区域では、45ヘクタールのうち1/3の15ヘクタールについて、豊田通商株式会社から市に無償譲渡が打診されているが、譲渡理由を再度精査して、箕面北部丘陵整備事業の全体計画への影響の有無を明確に確認する必要がある。</p> <p>(3) 事業区域全体に関わる事業費（箕面森町への水道管の延伸費用等）が第1区域事業費に計上される等、区域別の厳密な原価</p>	<p>(1) 現在、第3区域の造成計画や、第1区域も含めた保留地の販売収入などを見直した上で、新名神高速道路へのアクセス道路である止々呂美吉川線を含めて、箕面北部丘陵整備事業として府費負担額603億円で事業実施が見込めることを確認している。事業実施に当たっては、コスト削減や国費導入などにより、更なる府費負担の縮減に努める。</p> <p>(2) 無償譲渡については、措置報告済み</p> <p>(3) 区域別の原価計算については、箕面整備事務所において検討を行った結果、実態を正しく反映できるものではないことから、専門家の意見も踏まえ現行の処理方法を継続することとした。</p> <p>また、第3区域の基盤整備工事については、平成25年9月から実施した進出意向調査の結果、進出意欲の高い企業が相当数あることが確認できたことなどから、保留地処分の可能性や事業採算性を見通せる状況となったため、平成26年1月27日の戦略本部会議で今後の府費負担額等を明らかにした上で事業実施を意思決定した。</p>	

<p>計算が実施されていないため、当該事業費の按分方法を見直し、区域別の事業実績を適切に総括するためのデータを整備する必要があります。さらに、第3区域の基盤整備工事実施の意思決定に当たっては、今後府が負担すべき額を明確にし、慎重に判断する必要があります。</p>	
---	--

(不動産鑑定士の選任方法及び選任数について)

監査対象機関名	都市整備部（用地室）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の1物件につき原則2名以上から1名のみとすることにより費用削減を図るとともに、府職員が鑑定評価に関する知識及び評価ノウハウを習得し、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。なお、少額の土地取引については、特に検討が必要である。</p>	<p>(不動産鑑定士の選任について)</p> <p>予定価格が100万円を超えるものについては、措置報告済み。</p> <p>今後、予定価格が100万円以下のものについては、大阪府財務規則第62条の規定により2人以上の者から見積書を徴取することで、より競争性・透明性をもって選任する。</p> <p>(不動産鑑定士の選任数について)</p> <p>措置報告済み</p>

(森林関連事業の計画性について)

監査対象機関名	南河内農と緑の総合事務所	
監査実施年月日	平成23年10月24日から同月25日まで、同年11月18日	
	監査の結果	措置の状況

大阪府は森林の公益的機能の低下を防止し、良好な状態で維持していくため、平成19年に定めた「放置森林対策行動計画」に基づき、国費及び府費を投じ、直接又は補助金を通じて間接的に森林整備を行っている。南河内農と緑の総合事務所の管内において平成22年度に森林整備事業に投入された事業費は3.0億円であり、そのうち、「放置森林対策行動計画」の主要事業である間伐実施の事業費は1.4億円である。

「放置森林対策行動計画」では、計画期間である平成19年度から平成28年度までの10年間に対策が必要な森林の面積を資源量データから算定しているが、貴重な公金を効果的に投入していくためには、防災上の緊急性あるいは、長期的な視点で計画的に実施するため、あらかじめ事業の必要性や優先順位を定め、実施目標、実施量を決定することを検討すべきである。南河内農と緑の総合事務所では、事業を実施する際に、実施の必要性や優先順位を検討しているというものの、それを明らかにした計画は示されなかった。森林整備事業に関して、国の示すこれからの方向は、事業を集約的に実施し、効率的、効果的に実施することであり、計画性はますます重要になってくることにも留意して計画を策定すべきである。

公的関与として府が直営事業又は補助事業等により対策を実施した事業実績は、事業毎の間伐実施面積を集計されているのみで、「放置森林対策行動計画」に基づく事業の実績としてどこでどれだけの対策がなされたのかが、一元的に取りまとめられておらず、進捗管理が十分とは言えない。例えば、事業実績地の一覧表や地図情報などの、第三者がその進捗状況を確認できる、わかりやすい資料を整理し、重複することなく事業の実績が正確に管理できているか、容易に確認できるよう努力すべきである。

また、森林関連事業において今後の計画を適切に定め、その効果を最大限に図るためには、実施した面積やその位置だけでなく、どこにどれほどの金額を費やしたかも把握されている必要がある

(措置した機関) 環境農林水産部みどり・都市環境室

「放置森林対策行動計画」の後期(平成25～平成28年度)については、国が「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を示すとともに、法制度や事業の見直し等を行ったことを踏まえ、森林施業の集約化、木材の安定供給体制の整備、木材の利用拡大、必要な人材の育成を進めることにより、持続的な森林経営基盤の確立を通じた森林・林業の再生を図り、放置森林の解消に取り組む方針を打ち出し、「放置森林対策行動計画」の改定(平成25年12月)を行った。

後期計画に基づき、森林整備事業等の執行に当たっては、「森林機能再生重点地域」や「森林経営計画」作成区域などの間伐等の必要性が高く、計画性を持った箇所を対象として重点的に取り組んでいる。

(措置した機関) 南河内農と緑の総合事務所

「放置森林対策行動計画」の後期(平成25～平成28年度)については、国が「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を示すとともに、法制度や事業の見直し等を行ったことを踏まえ、これらと整合のとれた後期計画となるよう、改定(平成25年12月)を行った。

今後、「放置森林対策行動計画」後期計画に沿って事業実施の計画性を確保し目標達成に向け取り組む。

<p>と考えられるが、「放置森林対策行動計画」の目標達成に資する事業実績の全体経費の集計が示されていない。</p> <p>今後の「放置森林対策行動計画」の推進に当たっては、適切な計画策定と進捗管理を実施する必要がある。</p> <p>(なお、この意見は、環境農林水産部みどり・都市環境室に係る意見ともする。)</p>	
--	--

(大阪モノレール事業に係る占用料の徴収について)

監査対象機関名	都市整備部（交通道路室）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年7月12日まで、同年8月5日
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府は、府有財産である大阪モノレールの車庫用地について占用料を徴収する根拠がないとの理由から長年にわたり大阪高速鉄道（株）に対し無償貸与を続けている。</p> <p>しかしながら、大阪高速鉄道（株）は毎年多額の利益を上げており、さらに国際文化公園都市モノレール2期事業（以下「国文モノレール2期事業」という。）のインフラ部維持修繕に係る費用も大阪府は負担している。</p> <p>大阪府の厳しい財政事情や大阪高速鉄道（株）の経営状況などを踏まえると、府有財産の適正な管理を図る観点から、占用料を徴収できるものは徴収すべきである。</p> <p>このため、大阪府は地域の特性に応じた規制の特例措置が可能な特区の申請や占用料徴収の取扱いを政令で規定する要望を行うなど、占用料を徴収できるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>モノレールは、道路交通の渋滞緩和を図る補助的交通機関として、道路と一体となって都市基盤機能を向上させるものである。</p> <p>道路の占用料の徴収に当たって、国と協議したところ、公共性の有無等により判断すべきものであり、モノレールのみならず同じ軌道法に基づいて整備、運行されている路面電車等については、その公共性、公益性から、全国的に占用料を徴収していないとのことであった。</p> <p>このため、府の財政事情や運行会社の経営状況を理由に占用料を徴収するため、政令への規定や、特区の申請等を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>今後、モノレールの車庫用地については、占用料を徴収するのではなく、公表された「平成26年度行財政改革の取組みについて」の中で、新たに取り組むものとして、延伸の事業化の検討や大阪高速鉄道（株）の累積赤字の解消見込みを踏まえ、売却の協議検討を行うこととした。</p>

(事業終了の判断について)

監査対象機関名	環境農林水産部（みどり・都市環境室）
監査実施年月日	平成24年6月28日から同年7月13日まで、同年8月3日

監査の結果	措置の状況
<p>府は、平成23年度に約15百万円で「府営林整備事業」を実施し、近年は毎年度同規模の予算を充てている。当該事業は、荒廃山地等の民有林に無償で地上権設定契約を締結し、府の役割において森林の整備・管理を行うもので、木材の売却等により収益が生じた場合は、契約時に定められた割合に基づき府と所有者で分取するものである。現在は木材の市場価格が低下する傾向にあり、売却による収益は必ずしも見込めるものではない状況にある。</p> <p>当該事業に係る地上権設定契約は、全て昭和時代に締結された契約期間50年超の長期契約であり、この中には、最長で満期が平成170年となっているものもある。また、これまでに順次満了を迎え契約を終了したものや、当初契約期間満了後、30～70年の単位で延長されたものもあるが、長期的な事業となるにも関わらず、事業を実施した後、当初の目的が達成されたかどうかや、費用に見合う効果が得られたかの検証・評価が十分になされていない。事業継続可否の判断基準が明確にされておらず、事業を継続することの意義や規模の適正性について説明責任が十分に果たされているとは言えない。</p> <p>府が地上権設定契約を締結し、民有林の整備・管理を行うという昭和初期から開始されたスキームは、現在の社会環境からは成り立たない可能性もあり、その必要性が明確ではない。時の経過に伴い所有者の世代交代や社会情勢、環境が変化していく中で、社会要請に応じた形で柔軟に対応していくためには、事業の方針そのものを見直し、事業の位置づけを明確に定められたい。また、その際には、治水や自然環境の保全という観点も含めた総合的な大阪の森を守るという制度へと見直すべきである。</p>	<p>(「府営林整備事業」の方針、位置づけについて)</p> <p>今回の委員意見に関して、関係する農と緑の総合事務所と調整しながら、今後、府営林の整備・管理を進めていく上での基本的な事項を定めた「府営林の基本方針書」を策定した。</p> <p>同方針書の中で、今後、府営林の設定に係る新たな契約は行わないこと、原則として契約期間満了をもって契約を終了すること、契約期間満了後も、これまで府営林が担ってきた水源かん養機能、土砂流出防止等の災害の防止機能、自然環境の保全機能、二酸化炭素固定による地球環境保全機能等の「森林の有する多面的機能」を高度に発揮しその効果を継続させることを目標として定めた。</p> <p>今後、同方針書に基づき、大阪の森林の持つ多面的機能を維持させるよう取組む。</p>

(鉄道事業者への工事委託及び工事負担金拠出における透明性及び競争性の確保について)

監査対象機関名	岸和田土木事務所
---------	----------

監査実施年月日	平成24年10月12日、同年11月21日	
監査の結果	措置の状況	
<p>府は、鉄道事業者の軌道に影響する公共工事については鉄道事業者に工事の委託を行い、また、鉄道事業者が実施する高架化事業の実施に際しては工事負担金を鉄道事業者に拠出している。</p> <p>鉄道事業者への工事委託及び負担金拠出においては、国土交通省と鉄道事業者の間の「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」及び府からJR西日本への「道路と鉄道との立体交差化事業等を行う場合の透明性確保及び競争性の高い契約方法の採用について（依頼）」に基づき、府は鉄道事業者が発注した工事の関係書類を入手するとともに、契約方法を確認する等、一定のチェックを行っているところであるが、更なる透明性及び競争性の確保並びに事業コストの検証を行うため、以下の対応を検討されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業者と協定又は契約を締結する際には、お互いにどのような書類を残すべきか、鉄道事業者が委託した工事金額をどのようにチェックすべきか、工事請負業者の選定に当たりどのような報告が必要か等について協議し、取決めを行うことを鉄道事業者に要望すること。 2 鉄道事業者の工事委託先の選定方法等について事前に把握し、鉄道事業者が随意契約を締結する理由は妥当であるか、相見積りをとったか等を確認できるように鉄道事業者に要望すること。 3 鉄道事業者と工事委託先との契約が多数回にわたり変更されている場合、そのような契約方式を採用したことの合理性を確認し、契約方法の改善を鉄道事業者に要望すること。 <p>また、府民への説明責任の観点から、府から鉄道事業者への要望については、その交渉過程の記録を残されたい。</p> <p>（なお、この委員意見は、都市整備部交通道路室に対する意見と</p>	<p>鉄道事業者に対し、協定又は契約を締結する際の根拠資料の整理や要求、及び鉄道事業者の工事委託先の選定方法や契約等の妥当性について、確認、要望を行った。</p> <p>鉄道事業者からは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 府への提出書類等については、国土交通省と鉄道事業者の間の左記「申し合わせ」を遵守していることから、他事業と同様の対応として、施工業者への発注に当たり作成している設計書等を提出することはできないが、閲覧することは可能との回答を得た。 2 工事委託先との随意契約について、その多くは、電車運行の定時性や安全確保のため、施工業者が限られるとのことであったが、都市整備部交通道路室から事前に把握し、鉄道事業者が随意契約を締結する理由は妥当であるか等の確認について指導を受けた。 3 契約変更については、着手可能な工事区間及び工種を順次施工し、現場の構造物の状況等による変更要素が多いため、避けられないこと、 <p>などから、これまでどおり、国土交通省と鉄道事業者の間の左記「申し合わせ」を遵守し、安全性の確保を最優先に、可能な範囲で協力するとのことであった。</p> <p>なお、府から鉄道事業者へ要望した交渉過程については、鉄道事業者との協定又は契約締結時のファイルに文書で保存した。</p>	

もする。)

(道路用地の取得に伴う債務の計上漏れ及び公有財産台帳への登載誤りについて)

監査対象機関名	八尾土木事務所	
監査実施年月日	平成24年11月15日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府は、大阪府道路公社（以下「公社」という。）を通じて、都市計画道路大阪生駒線の一部である石切大阪線に係る用地（取得価額合計7,692百万円）を平成14年度に取得し、平成19年度に供用を開始している。当該用地の公社からの買戻しに当たっては、平成19年度から平成30年度にわたり分割して売買契約締結し代金を支払うこととされており、契約区分ごとに所有権を府に移転しているが、実質的には府が一括して用地を取得しているのと同じ状況である。</p> <p>本事業に関しては、公有財産台帳への資産の登載及び大阪府新公会計制度（以下「新公会計制度」という。）における資産・債務の計上について、以下のとおり改善すべき事項が認められた。</p> <p>1 当該道路用地の公社での取得資金に関しては、実質的に府の公社を通じた借入金であり、平成23年度末において府に4,187百万円の返済義務があるにもかかわらず、新公会計制度において当該債務が貸借対照表に計上されていない。</p> <p>2 公社より引渡しを受けた道路用地につき、取得価額（7,692百万円）が判明しているにもかかわらず、再調達価額を基に資産価額を算出した結果、公有財産台帳上の資産価額（推計408百万円）が実際の取得価額に比べ大きく乖離し、7,284百万円過小となっている。その結果、平成23年度の貸借対照表上の土地残高が本来あるべき金額に比べ同額過小となっている。</p> <p>3 当該道路用地は平成19年度の供用開始時に公有財産台帳に登</p>	<p>1 公社への返済義務について、平成25年度で全額償還したため、貸借対照表に計上する当該債務が消滅した。</p> <p>2 公社より引渡しを受けた道路用地について、公有財産台帳上の資産価額を用地買収等に要した実際の取得価額（7,686百万円）に修正した。</p> <p>3 当該道路用地について、公有財産台帳に二重計上となっていた登録を削除し、土地残高を修正した。</p>

<p>載済であるにもかかわらず、平成23年度に当該道路用地の取得資金分割返済のために府が支出した729百万円について、別名の道路用地の取得として公有財産台帳に誤って登載したため、平成23年度の貸借対照表上の土地残高が二重計上となっている。</p> <p>本件については速やかに是正措置を講じるとともに、資産及び債務は、形式的な契約のみに基づき認識するのではなく、資産の引渡しや債務の返済義務の実態に基づき認識するよう改善されたい。</p>	
---	--

(箕面森町の収支見込み及び第3区域の整備実施の判断について)

監査対象機関名	箕面整備事務所	
監査実施年月日	平成24年10月9日、同年12月7日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）は605億円（平成24年9月末時点の試算では588億円）という多額の府費負担額が見込まれている。本事業については、第1区域住宅保留地の販売実績が計画と乖離しており、第3区域の基盤整備工事実施については平成24年度末に判断することとされている。</p> <p>また、府が公表している「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）24年7月版」によれば、現状のままでは平成29年度、平成30年度の府の実質公債費比率が25%以上となり「財政健全化団体」に該当するとの試算が示されている。このため、これを回避するための取組が必要とされる状況の中、本事業については、府費負担限度額605億円を堅持することが必要とされている。</p> <p>以上のような状況を踏まえて、以下の点について慎重に検討・対応されたい。</p> <p>1 現在までの保留地販売実績と計画の乖離状況から判断すると、事業終了となる平成27年度末までにすべての保留地を販売</p>	<p>本事業については、造成計画や第1区域も含めた保留地の販売収入などを見直した上で、止々呂美吉川線の整備も含め、府費負担額603億円で事業実施が見込めることを確認し、財政当局とも協議を行った。</p> <p>また、第3区域の整備実施の判断に当たり、平成25年9月から実施した進出意向調査の結果、進出意欲の高い企業が相当数あることが確認できたことなどから、保留地処分の可能性や採算性が見通せる状況となった。</p> <p>その上で、大阪府住宅供給公社への影響等についても考慮し、実施・中止の両ケースにおける経済的合理性とリスク要因を勘案し、平成26年1月27日の戦略本部会議において第3区域の整備実施を意思決定した。</p> <p>なお、本事業に関連する止々呂美吉川線の整備については、事業費を64億円から50億円に縮減するなど、本事業の実施に当たっては、コスト縮減や国費導入などにより、今後とも更なる府費負担の軽減に努める。</p>

することは困難と考えられる。保留地の売れ残りが発生する可能性、販売単価の下落による収入減が予想される状況を踏まえ、追加の府費負担額の発生可能性、府の起債償還（実質公債費比率）に及ぼす影響など、本事業が現在の府の厳しい財政状況に及ぼす影響について財政当局と対応を協議し、府民に対しても十分な説明責任を果たされたい。

2 現在の府の厳しい財政状況を鑑みると、リスク要因は最小限に留める必要がある。第3区域の整備実施の判断は特に慎重に行う必要がある。保留地処分金の増額を見込んでいるが、厳しい経済環境のもとでは将来の販売可能性は不透明であり、実施の場合のリスク要因は大きいと考えられる。また、大阪府住宅供給公社が施行地区内に約74ヘクタールの土地を保有（平成2年に取得）しているが、保留地の売れ残りや地価下落等による影響については、公社を含めた大阪府連結ベースでの負担を考慮して意思決定する必要がある。過去の大規模開発における事例を教訓とし、実施・中止の両ケースにおける経済的合理性とリスク要因を詳細に明らかにした上で、府民に対しても十分な説明責任を果たされたい。

3 本事業に関連する事業として、未整備の止々呂美吉川線（事業費64億円）やいずま谷橋梁（事業費26億円）などの事業が計画されている。また、箕面有料道路（整備実施済）に関する負担金145億円については、平成16年度に大阪府道路公社及び府の国道事業での負担に変更された経緯がある。第3区域の整備実施の判断時期とされる平成24年度末という節目を迎えるに当たって、これらの関連する事業を含めて本事業全体を改めて総括するとともに、未整備の事業の実施要否についても慎重に判断されたい。

4 大阪府新公会計制度の下では、本事業の特別会計において退職手当引当金（平成24年3月末残高211百万円）が計上されているが、本事業の府費負担見込額として公表されている金額（605

また、職員が本事業に在籍する期間に対応する退職手当については、本事業の府費負担見込額に含まれていない。

このため、新公会計制度の適用を機に、退職手当の会計区分を、本事業の収支に記載し、ホームページで公表した。

<p>億円)には当該コストは含まれていない。職員が本事業に在職する期間に対応する退職手当相当額は本事業の負担となるべきものであるため、新公会計制度の適用を機に、本事業の収支についても、従来のキャッシュ・ベースのみでなく発生主義に基づくフルコストベースの概念を取り入れられたい。</p>	
--	--

2 指示事項に対する措置

(公有財産台帳管理システムについて)

監査対象機関名	財務部(財産活用課)、会計局	
監査実施年月日	平成24年1月10日から同年3月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
<p>平成23年度からの新公会計制度導入に伴い、平成23年度の開始時点での資産及び負債の額を確定させ、それらを集約した開始貸借対照表を作成し公表しているが、公有財産台帳の整備が遅延したため、開始貸借対照表上の固定資産の額の確定ができず、当初予定されていた公表時期からは大幅に遅れることとなった。</p> <p>このような状況に鑑み、公有財産の異動や残高を管理する公有財産台帳管理システム及び当該システムと連携する財務会計システムについて確認したところ、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールが定められていなかったり、また、発見された不具合への対応や再発防止策が不十分な面があった。さらに、システムやプログラムの変更・データ修正についての手続が明確でなく、承認及び実施の記録が作成されていなかった。</p> <p>これらについては、手続の明確化や具体的な対応が必要であるため、十分に検討されたい。</p> <p>なお、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールを定める件については、会計局</p>		<p>(措置した機関) 財務部財産活用課 (発生した不具合に関する解決までの進捗管理について) 措置報告済み。</p> <p>(プログラムの不具合の修復範囲について) 措置報告済み。</p> <p>(システム変更等のルールの策定と申請フォーマットの作成について) 措置報告済み。</p> <p>(人為的ミスの再発防止策について) 措置報告済み。</p> <p>(データの直接修正について) データの修正は、システム上からデータ修正を行うのが基本であるが、当初データを作成するに当たり、やむを得ず直接修正(システムを介さずにデータベース上のデータを書き換える作業)を行ったものがある。</p> <p>今後は、原則としてデータの直接修正を行わないこととし、緊急性が高くやむを得ず直接修正せざるを得ない場合であっても、修正内容</p>

に対する指示ともする。

を記録し、確認を行いながら実施することとする。